

令和3年8月24日

鹿沼市社会福祉協議会
会長 宇賀神 伴吉様

再発防止対策検討委員会
委員長 山下 雄大

法人後見事業における不祥事に対する再発防止対策について（答申）

本委員会は、鹿沼市社会福祉協議会の法人後見事業における不祥事について、会長の諮問を受けその原因がどこにあったのか、客観的な評価及び検証を行うとともに、より効果的な再発防止対策を提言するために設置されました。

今回の不祥事は、主に職員個人に関する問題に起因しますが、長年にわたり発覚しなかった背景には、組織内のコミュニケーション不足や業務上の不正を防止する機能が不十分であったことなど、組織として反省し対処していかなければならない点が多々あります。

本委員会が、これまで検証し議論を重ねてきた結果を答申書としてまとめましたので、ここに提出します。

会長におかれましては、本答申を踏まえ、業務を適切に進めるための対策を着実に実施し、すべての職員が「社協は地域福祉推進の中核を担っている」という自覚と誇りを持って積極的に活動することで、市民をはじめ関係する皆様からの信頼を取り戻し、より一層の地域福祉の増進が図られることを期待します。

記

不祥事の原因となった事項

- 1 後見開始後、通帳の受け取りなどを担当職員が一人で行っていた。
相談の受付、訪問調査、通帳等財産の受け取りから、家庭裁判所への報告まで、担当職員が全て一人で行っていた。
- 2 相互チェックが十分ではなかった。
毎月のケース記録や年1回の家庭裁判所への提出物などへの担当者以外の職員によるチェックが十分ではなかった。
- 3 通帳・公印の管理が十分ではなかった。
通帳の持ち出しは特に管理がなされておらず、金融機関への届け出や通帳からの払い戻しに使用する公印の管理体制が不十分であった。
- 4 職場内のコミュニケーションが十分ではなかった。
法人後見事業を8年間にもわたり当該職員に任せきりになっていたため、成年後見制度や各ケー

スのことが他の職員には分からなくなっていた。また、当該職員の特異な性格等もあり、一人一人の職員が日常的に感じていた問題意識の共有や事業に関する情報の共有もできなかった。

(なお、1~4については資料1「法人後見事業における課題について」に詳述)

再発防止に関する提言

その1 複数担当制と情報共有のしくみの導入

- (1) 法人後見事業の業務遂行は複数担当制とし情報の共有に努めること
- (2) 特に通帳の受け取りなど財産管理に関する業務については必ず複数職員で対応すること
- (3) 通帳等後見人等の所持品を預かった場合には預かり書を発行すること
- (4) ケース記録のファイリング方法をあすてらすと統一し担当職員同士で情報の共有をはかること
- (5) 担当が長期になった場合、ケースは定期的に担当者を代えること
- (6) 担当職員しかケースの内容が分からないということがないようにケース会議を開催すること

その2 新たな相互チェック、監査体制の構築

- (1) 家庭裁判所に提出する財産目録・収支計算表は主担当者以外が作成すること
- (2) 保管する通帳の残高確認を毎月行い一覧表にまとめ決裁を受けること
- (3) あすてらすと同じように払戻ごとに「金銭管理票」を作成し、被後見人等に確認してもらい権利擁護係長の決裁も受けること
- (4) 内部監査を実施すること

その3 通帳・公印の管理体制の見直し

- (1) 公印押印時は地域福祉課長が書類を確認のうえ事務局長が押印すること
局長不在時には複数職員が立ち会いの上押印すること
- (2) 持出記録簿を作成し通帳の持ち出し・返却時に記入し決裁を受けること
- (3) 防犯カメラの設置を検討すること
- (4) 職員不在時に部外者が事務所に立ち入れないように設備の設置を検討すること

その4 職員の意識改革と異動の定期化、組織内のコミュニケーションの円滑化

- (1) 倫理規定を制定し倫理意識の向上に努めること
- (2) 職員研修を実施し資質向上やコンプライアンス遵守を徹底させること
- (3) 法人後見担当職員の定期的な異動を実施し同じ職員が長く業務に携わらないようにすること
- (4) 服務規律の徹底を図るようにすること
- (5) 職員の間にある意見や問題意識を円滑且つ迅速に反映させる体制の構築を図ること
具体的には、これに関する責任者の選定及び意見や問題意識の伝達手段の検討を行うこと

法人後見事業の課題について

1 後見開始後、通帳の引取などをAが一人で行っていた。

後見開始までの業務は、全てAが単独で行っており、財産管理のための通帳受け取りもAのみで被後見人と会っていた。通帳を受けとったことはケース記録に記載されていても、その詳細までは記載されていなかった。

また、被後見人の財産は、後見人就任時と、年1回の報酬付与申し立て時に、家庭裁判所に報告する義務がある。

報告内容は、被後見人の通帳の口座番号や残高などを記した「財産目録」と、被後見人の1年間の収入と支出の年額をまとめた「年間収支表」の提出である。

これらは担当職員が作成し決裁を受けたうえで家裁に提出するが、その内容のチェックは行われなかった。

2 相互チェックが十分ではなかった

職員は、ケース訪問、関係機関との打ち合わせなど後見業務に関することをケース記録に記載する。特に預貯金の出し入れについては詳細な記述が必要である。

ケース記録は、毎月プリントアウトし、担当以外の職員が内容確認し押印するが、かなりの分量となるため、その確認も形式的になってしまっていた。

3 通帳・公印の管理が十分ではなかった。

利用者の通帳は、ジッパー付きファイルに入れて保管。ファイルは相談室の書庫に入っており、相談室は始業時に鍵を開け、就業後施錠する。鍵は権利擁護係長が管理。

預貯金の払戻の際にはファイルを持ち出し金融機関に行き、使用後は書庫に戻すが、持ち出しにあたっての記録簿などは特になく、自由に持ち出すことは可能であった。

通帳から預貯金を払い戻す際には、まずは金融機関に「代理届」を提出する。これにより、被後見人の名前と印鑑では払戻ができなくなる。

払戻時には払戻請求書に後見人の名称を記入、公印を押印したものを金融機関に提出、払戻を行う。

公印は、「公印使用簿」に記入し、自分で押印する。押印の際には総務課に確認することとなっていたが、実際には特に確認せずとも押印することは可能であった。

4 担当職員間のコミュニケーションが十分ではなかった

職員 A は 54 歳。平成 7 年に入職し、不祥事発覚時は地域福祉課長だった。

日常生活自立支援事業（あすてらす）は平成 12 年の事業開始当初から担当し、平成 26 年には自らが法人後見事業を立ち上げた。

権利擁護関連事業に関しては県内社協でもトップクラスの経験の持ち主であり、他社協が法人後見事業を立ち上げる際には、参考意見を聞きに来ることもしばしばあった。

法人後見事業を担当するのは、地域福祉課 権利擁護係である。令和 2 年度の権利擁護係は職員 5 名で構成されていた。業務分担は、あすてらす担当 4 名・貸付担当 1 名であり、あすてらす担当 4 名が法人後見事業を兼務していた。

法人後見事業としては、当時 16 件を受任しており、これは県内社協でも受任件数が多いほうである。担当内訳は A が 7 件・他職員が 9 件である。

A は、地域福祉係と権利擁護係の 2 係で構成される地域福祉課の課長であったが、実際の業務は法人後見専門職員と言っていいくらいの勤務内容であった。そして、7 件しか担当していないにも関わらず、毎日のように行き先も告げずに「ケース訪問」と称して外出し、半日不在ということが多々あった。

A は、法人後見に関するすべての初期相談を受け、社会福祉協議会が後見候補者となった場合は、受任に至るまでの手続きを行い、社協が受任した際には、どのケースを自分が担当し、どのケースを他の職員に担当させるかも A が判断していた。A が担当したケースは、その終結に至るまで部下に引き継ぐことはなかった。

訪問やケース会議にも部下を同行させることはなく、自分が担当するケースはすべて自分一人で判断・行動していた。

また、自分のケースだけではなく、部下のケースの分まですべて A が記録のファイリングなども行っていた。

このように、法人後見業務は A が全てを担っていたため、部下は「法人後見事業はすべて A が担当するものである」という認識があり、後見事業の制度や手続きが煩雑なこともあり、A にすべてを任せていた。ケースに関する内部での会議なども行われなかったため、A が担当するケースの内容や、どのような対応をしているのか知ることはなかった。

鹿沼市社会福祉協議会 再発防止対策検討委員会名簿

番号	委員名	選出団体	備考
1	山下 雄大	栃木県弁護士会	法律関係者
2	人見 哲史	リーガルサポートとちぎ	学識経験者
3	松本 裕行	栃木県社会福祉士会	社会福祉関係者
4	宮村 匡俊	足利銀行 鹿沼支店	金融機関関係者
5	矢口 正彦	鹿沼市会計管理者	行政関係者

再発防止対策検討委員会開催日程

期日	内容
第1回 令和3年6月16日	①使途不明金問題の経過報告について ②今後の進め方について
第2回 令和3年7月15日	①使途不明金問題の経過報告について ②法人後見事業の課題について ③具体的な対応案について
第3回 令和3年8月5日	①使途不明金問題の経過報告について ②答申案の検討について

